

高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

■ 高額医療・高額介護合算制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費等を除く）を合計し、負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

■ 支給対象は？

各医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯

■ 支給額は？

医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額から下表の【世帯の負担限度額（平成28年度分）】を差し引いた額が支給されます。ただし、支給額が500円を超えない場合は支給されません。また、特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、差額ベッド代等の保険外費用は合算対象になりません。

【世帯の負担限度額（平成28年度分）】

後期高齢者医療保険又は 国民健康保険（70～74歳） + 介護保険		国民健康保険（70歳未満） + 介護保険	
現役並み所得者 （注1）	67万円	所得が901万円を 超える	212万円
一般（注2）	56万円	所得が600万円を 超え901万円以下	141万円
低所得者Ⅱ	31万円	所得が210万円を 超え600万円以下	67万円
低所得者Ⅰ	19万円	所得が 210万円以下	60万円
		低所得者（注3）	34万円

注1：現役並み所得者とは、70歳以上の方で医療保険の自己負担割合が3割となっている方です。

注2：一般とは、現役並み所得者（上位所得者）、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱ以外の方です。

注3：低所得者とは、世帯全員が市町村民税非課税の方です。

※70歳以上の方は、低所得者の区分がⅠとⅡに分かれています。世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下等）の場合は、Ⅰの所得区分が適用されます。

※8月から翌年7月までの12か月間が合算対象期間になります。

※所得区分は、基準日（7月31日）現在における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

基準日（7月31日）現在、国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方のうち、高額医療・高額介護合算制度の支給対象と思われる世帯には、12月中旬に申請の案内を送付しますので、住民課保険年金係まで申請してください。なお、下記に該当する方には、申請の案内ができない場合がありますので、上記の制度内容を参考にして支給対象となるか確認してください。

合算対象期間（平成28年8月～平成29年7月）に、

- ・ 転入や転出、町内転居、世帯分離等の世帯の異動をされた方
- ・ 他の健康保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移られた方

【時効についての留意点】

高額介護合算療養費は基準日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から2年の間に行ってください。

- ※問合せ先
- ・ 基山町役場 住民課 保険年金係 ☎92-7934
 - ・ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476
 - ・ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 ☎81-3315



平成29年中に家屋を新築・増築・解家・用途変更をされた方へ

毎年1月1日現在で家屋等所有している方には、固定資産税が課税されます。

平成29年1月2日以降で年内

(平成29年中)に家屋を新築や増築された方で、税務課からの家屋調査がまだ済んでいない方は、至急ご連絡ください。

故意に調査を拒まれた場合、家屋の評価額が正しく算出されないことがあります。

また、家屋を取り壊された方は、**提出・問合せ先** 税務課 固定資産税係

☎92-7918

第3回まちづくり推進審議会を開催します

基山町まちづくり基本条例第27条により設置を規定されている、まちづくり推進審議会を開催します。

関する事項
・基山町まちづくり提案書について
※審議会は公開します。傍聴を希望される方は、当日会場にお越しください。

日時 12月18日(月)午後2時から
場所 役場2階 202会議室
※**問合せ先** まちづくり課 協働推進係

審議内容 町民参加の方法及び提案等に

☎92-7935

「広報きやま」有料広告の掲載料を改定します

平成30年度より、有料広告事業の見直しの一環として、広報きやまに掲載する有料広告の掲載料を改定します。

対象は、平成30年4月1日号以降の掲載分(平成30年1月以降に広告掲載申込書の提出があったもの)で、平成29年中の申込書提出分には改定前の掲載料が適用されます。

改定後の掲載料は次のとおりです。なお、12回以上掲載した場合は、これまでと同じ掲載料でご利用いただけます。

12月4日～10日は人権週間です

「みんなで築こう人権の世紀」～考えよう相手の気持ち未来へつなげよう違いを認め合おう

世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から10日までを「人権週間」として、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及と高揚に努めています。

生命の尊さ・大切さや、自己と他人の存在価値、他人との共生・共感の大切さを実感し、「思いやりの心」と「かけがえのない命」について考えてみましょう。

町には、法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員が3名いらっしゃいます。人権行政相談や、高齢者福祉施設寿楽園への出張相談など地域に根ざした活動を行い、人権思想の普及と人権侵害の防止に取り組みれています。

☎92-5443
・中島しょう子さん(東町下)
☎92-6785
・大久保由美子さん(上町上第1)
☎92-16785
・藤野恭裕さん(三ヶ敷東)
☎090-5934-9672



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

平成30年1月採用 基山町臨時的任用職員（一般事務・管理栄養士・保育士）募集

町では、正規職員の育児休業等により欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集します。

くたさい。郵送で申込みの場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用申込み」と朱書きし、必ず書留郵便でお送りください。

▽申込み締切日

12月15日（金）必着

（土・日曜日を除く）

▽試験について

日時

12月下旬 午前8時30分開始

場所 役場3階 会議室

※日時、場所等については変更になる場合があります。

内容

面接試験、作文試験、適性検査、パソコン操作試験（一般事務・管理栄養士受験者のみ）

※基山町ホームページで要綱等をご覧ください。

※申込み・問合せ先

総務企画課 行政係（役場3階）

〒841-0204

基山町大字宮浦666

☎92-7915

▽申込書の提出方法

申込書に必要事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内に撮影した本人の写真を貼って、総務企画課行政係までご提出

▽募集内容

募集職種	募集人数	任用期間 ※更新する場合あり	受験資格	勤務時間・休暇等	賃金	勤務先
一般事務	1人	平成30年1月9日から6か月	パソコン(ワープロ及び表計算ソフト)の操作ができる方(学歴不問)	午前8時30分～午後5時15分 (休憩時間は正午～午後1時) ※年次有給休暇等の諸休暇あり	141,600円/月 ・経歴により、この額以上になることがあります。 (上限は、月額167,600円) ・期末勤勉手当、退職手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当等の諸手当が支給されます。	基山町役場
管理栄養士	1人	平成30年1月17日から6か月	管理栄養士の資格を有する方	午前7時30分～午後7時のうち7時間45分 ※年次有給休暇等の諸休暇あり		基山町立基山保育園
保育士	1人	平成30年1月9日から6か月	保育士の資格を有する方			

企業・事業所の皆様へ 雇用に関する制度説明会を開催します

基山町地域雇用創造協議会で、地元企業の雇用促進を図るために、国・県・町などが実施する雇用及び中小企業者向けの支援制度に関する説明会を開催します。各機関の担当者が説明しますので、この機会にぜひご参加ください。

▽日時
12月13日（水）午後2時～4時

▽場所 役場4階 大会議室

▽参加費 無料

▽内容
・ハローワーク鳥栖及び佐賀労働局による「雇用失業情勢、雇用関係助成金について」
・九州経済産業局中小企業課による「中小企業等経営強化法にかかる施策説明」、「よろず支援拠点における取り組み紹介」
・佐賀県産業企画課による「雇用に関する佐賀県の支援制度について」

※申込み・問合せ先
基山町地域雇用創造協議会（産業振興課内）
☎92-7945
☎92-10741
✉brand@town.kiyama.lg.jp

基山町総合体育館全施設貸出及び 受付業務休止のお知らせ

12月18日（月）は、基山町総合体育館職員研修のため、全施設の貸出及び受付業務を正午より休止します。（翌日からは、通常どおり業務を行います。）ご理解とご協力をお願いします。

※問合せ先
基山町総合体育館
☎92-2822

▽業務休止期間
12月18日（月）
正午～午後9時30分

コミュニティバスの快適な車内環境づくり

ご協力をお願いします

「コミュニティバスを気持ちよく利用していただければ、快適な車内環境づくりにご理解とご協力をお願いします。」

③ 車内が混みあつてきたら、

一人でも多くの方にお座り

いただけるよう、荷物は膝

地域公共交通係

の上に置いていただき、2

名がけ席の方は席をつめて

お座りください。

④ 乗降時は、降りる方を優先

⑤ 車内へのペットのお持ち込みはご遠慮ください。

みはご遠慮ください。



バスの乗車マナー

① 車内は全面禁煙です。お煙草はご遠慮ください。

② 車内での携帯電話の通話はご遠慮ください。

第2回きやま創作劇

「八ツ並の姫」観音様になったお姫様」が上演されます

12月10日(日)に開催する

2017ふ・れ・あ・いフェ

スタ会場において、きやま創

作劇「八ツ並の姫」観音様に

なったお姫様」が上演され

ます。

子どもから大人まで幅広い

年齢層のキャストとスタッフ

が作り上げる、基山の歴史や

文化を題材とした魅力あふれ

る創作劇をお楽しみください。

▽日時 12月10日(日)

・1回目

午前11時30分開演(11時開場)

・2回目

午後3時30分開演(3時開場)

※どちらとも上演内容は同じ

▽場所

基山町民会館 大ホール

▽入場料 無料(全席自由)

※どなたでも入場可能です。

▽主催

文化・スポーツ係

まちづくり課

文化・スポーツ係

文化・スポーツ係

文化・スポーツ係

文化・スポーツ係



リサイクル品の展示・販売会が開催されます

クリーンヒル宝満(筑紫野・小郡・基山清掃施設組合)に持ち込まれた家具類で再利用できるように修理したものが販売されます。

▽展示・販売日時

12月13日(水) 午前9時〜午後4時

(正午〜午後1時を除く)

▽場所 クリーンヒル宝満

▽対象者

基山町、筑紫野市、小郡市に在住の方

▽展示品目 家具類(約100点)

▽販売価格

1点2千円以下(1人2点まで購入可)

▽購入方法

希望の品の値札を取り、管理棟で申込

書を記入後、代金を支払い、その場で

お持ち帰りください。当日お持ち帰り

ができない場合は、12月22日(金)ま

でにお持ち帰りください。(土・日曜

日を除く)

※一部の販売品の写真をクリーンヒル宝

満ホームページに掲載しています。下

見はご遠慮ください。

※問合せ先

クリーンヒル宝満

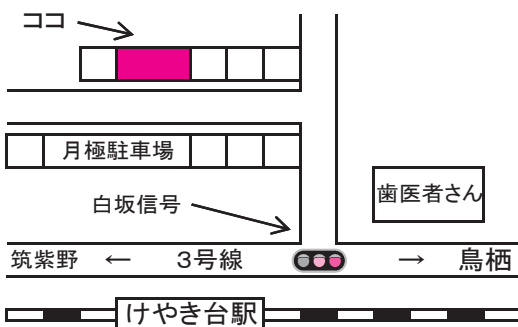
☎092-926-5300

もとぎくら

デイサービス 本桜

楽しく通って、ちょっと気分転換に、お泊りも
できます。介護が必要な方も大丈夫です。
ご家族もほっと一息しませんか？

基山町本桜1673番地98
TEL 0942-85-9991



有料広告

